

平成 26 年度地方財政対策等の概要（公営企業関係）

平成 26 年 1 月
総務省自治財政局

1 平成 26 年度の公営企業繰出金及び地方債計画の概要（通常収支分）

(1) 公営企業繰出金

平成 26 年度の地方財政対策において、公営企業繰出金については、地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、総額 2 兆 5,600 億円程度（前年度の 2 兆 5,753 億円に比べ約 0.5%の減）を確保している。

このうち、企業債償還費普通会計負担分は 1 兆 6,100 億円程度（前年度の 1 兆 6,376 億円に比べ約 1.5%の減）となっている。

事業別には、下水道事業 1 兆 5,200 億円程度（対前年度比約 1.1%の減）、病院事業 7,300 億円程度（対前年度比約 0.5%の増）、上水道事業 900 億円程度（対前年度比約 2.0%の増）、交通事業 700 億円程度（対前年度比約 5.3%の減）等となっている。

平成 26 年度の事業別の新規施策等としては、公立病院改革の推進及び上水道事業における水道管路の耐震化の推進のための所要の地方財政措置を講じることとしている（詳細については後述参照）。

(2) 地方債計画

① 公営企業債の所要額の確保

平成 26 年度における地方公営企業に対する地方債措置については、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保している。

平成 26 年度の地方債計画の総額は 12 兆 8,301 億円で、対前年度比 5,407 億円、4.0%の減となっており、このうち公営企業債等の公営企業会計等分の合計額は 2 兆 2,731 億円で、対前年度比 540 億円、2.4%の増となっている。

事業別には、下水道事業 1 兆 1,093 億円（対前年度比 5.8%の減）、水道事業 3,987 億円（対前年度比 9.7%の増）、病院事業・介護サービス事業 4,123 億円（対前年度比 20.1%の増）、交通事業 1,789 億円（対前年度比 5.9%の減）等となっている。

平成 26 年度の事業別の新規施策等としては、水道施設等に限定されていた施設処分に要する経費の財源に充てるための公営企業債の発行を認める取扱いを全ての事業区分に広げることとしている（詳細については後述参照）。

② 公営企業債資金の確保

公営企業債分 2 兆 3,668 億円の資金内訳は、財政融資資金 7,439 億円（対前年度比 211 億円、2.9%の増、構成比 31.4%）、地方公共団体金融機構資金 7,184 億円（対前年度比 333 億円、4.4%の減、構成比 30.4%）、民間等資金 9,045 億円（対前年度比 620 億円、7.4%の増、構成比 38.2%）となっている。

2 新規施策等の概要

(1) 政策課題に対する取組等

① 公立病院改革の推進に対する措置

【別紙 1】

「公立病院改革ガイドライン」（平成 19 年 12 月 24 日付け総務省自治財政局長通知）を踏まえ、関係地方公共団体が策定した「公立病院改革プラン」に基づく再編等を推進するため、当該取組みが平成 25 年度までに完了せず、平成 26 年度以降に継続する場合には、引き続き、所要の地方財政措置を講じることとしている。

平成 26 年度公営企業繰出金

190 億円程度

② 水道管路の耐震化の推進に対する措置

【別紙 2】

上水道事業については、末端給水事業者が実施する水道管路の耐震化を推進するため、引き続き、所要の地方財政措置を講じることとしている。

平成 26 年度公営企業繰出金

70 億円程度

③ 公営企業の用途廃止施設の処分に要する経費に係る地方債の取扱い
【別紙3】

平成26年度地方債計画計上額 120億円

(2) 臨時的な対応

① 水道事業のうち簡易水道事業に係る臨時的な対応

現下の厳しい地方財政の状況等を踏まえ、水道事業のうち簡易水道事業について、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しを臨時的に水道事業債（簡易水道事業分）に振り替える。

平成26年度水道事業債振替額 55億円

② 下水道事業に係る臨時的な対応

現下の厳しい地方財政の状況等を踏まえ、流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設について、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しを臨時的に下水道事業債に振り替える。

平成26年度下水道事業債振替額 244億円

3 平成26年度の公営企業繰出金及び地方債計画の概要（東日本大震災分）

(1) 公営企業繰出金

東日本大震災の復旧・復興事業については、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとされている。

公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、当該繰出金についてはその全額を震災復興特別交付税により措置している。

(2) 地方債計画

① 公営企業債の所要額の確保

東日本大震災の復旧・復興事業、全国防災事業については、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要額を確保している。

復旧・復興事業に係る地方債計画の総額は 543 億円となっており、このうち公営企業債等の公営企業会計等分の合計額は 88 億円となっている。

事業別には、水道事業 2 億円、病院事業・介護サービス事業 5 億円、市場事業・と畜場事業 4 億円、下水道事業 20 億円等となっている。

② 公営企業債資金の確保

復旧・復興事業に係る公営企業会計等分 88 億円の資金内訳は、財政融資資金 50 億円、地方公共団体金融機構資金 38 億円となっている。

③ 被災施設借換債の確保

旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構資金も含む。）によって取得した施設が被災により滅失し繰上償還（補償金が課されない強制繰上償還）を行う場合、地方公共団体金融機構資金により、借換債を発行できる。

なお、地方債計画に被災施設借換債 15 億円を計上している。